

口座振替支払依頼書の押印省略に関するQ&A

No.	質問	回答
1	押印を省略できるのはいつからですか	令和4年4月1日以降に提出するものが対象になります。
2	押印すると無効になりますか	今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、従来通り押印することも可能です。
3	押印を省略する場合の記載方法がありますか	○事業者（法人、個人事業者、団体）の場合、「発行責任者、担当者（フルネーム）及び連絡先」を記載することにより押印を省略することができます。 ○必要に応じて、市担当部署から内容について、記載された連絡先に確認の連絡をすることがあります。
4	法人の代表者の職名・氏名等も省略することはできますか	今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、法人の代表者の職名・氏名の記載を省略することはできません。
5	連絡先は、携帯電話番号でもよいですか	固定電話を設置していない場合には、携帯電話番号を記載してください。
6	押印を省略した場合、電子メールで提出できますか	電子メールによる受付も可能です。この場合、市担当課と協議の上、PDF形式のファイルで提出してください。
7	口座振替支払依頼書の様式の変更はありますか	今回の押印省略に伴い、一部変更しています。
8	変更前の様式で提出してもよいですか	受付します。ただし、押印を省略する場合は、余白部分に「発行責任者、担当者（フルネーム）及び連絡先」を記載してください。